## 固縛マニュアル

九州商船株式会社 (フェリー)

- 1. 車止め及び固縛装置取付け要領
  - ①すべての自動車について車止めを施す。
  - ②原則として積み込まれたすべてのトラック、特殊自動車、危険物積載車両には、平常時の図のとおり固縛装置を取付ける。
  - ③木材積載車等重心の高い自動車にはオーバーラッシングを行う。なお、アウトリガー付きのユニック車においては、当該車両の固定にアウトリガーを使用しない。
  - ④トラック等の車両に固縛リングがない場合、フレームにプーラー・ラッシングベルト をかけウェッジを8ヶ所にする。
  - ⑤ 荒天時においては、荒天時の図のとおりラッシングの強化を図る。
  - ⑥オーバーラッシングが、停車位置等により設置できない場合は、プーラー・ラッシン グベルトの数を適宜増設する。
  - ⑦波浪・風浪等の状況によっては、船内作業指揮者の判断により、さらにプーラー・ラッシングベルトの数を増やす。
  - ⑧特殊な形状の車両の固縛装置取付け箇所については、車体形状に応じて変更する。
  - ⑨乗用車については、荒天時においては荒天時の図のとおり車止めを増やす。但し、乗 用車にプーラー・ラッシングベルトをかけることが可能な場合には、当該ベルトを取付 ける。
  - ⑩コンテナについては、コンテナ・ラッシングの例の図のように固縛装置を取り付ける。